

各 位

伊予銀行と愛媛銀行による相続手続きの共通化について

株式会社伊予銀行（頭取 三好 賢治）および株式会社愛媛銀行（頭取 西川 義教）は、お客様の利便性向上を図るため、預金等の相続手続きに関する取り扱いの共通化を開始いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

当行は、今後も多様化するお客様の課題を解決し、より一層のサービス向上に努めてまいります。

記

○共通化の目的

高齢化社会を迎え、預金等の相続が増加傾向にあるなか、相続手続きは金融機関ごとに必要な書類が異なるなど、お客様のご負担が生じておりました。

この度、お客様の利便性向上とご負担の軽減を図るため、愛媛県に本店を置く両行で相続手続きにおける記載内容やご提出いただく書類を共通化することといたしました。

○共通化する概要

- （1）相続手続依頼書の様式・記入方法の共通化
- （2）ご提出いただく確認書類の共通化
- （3）相続手続の簡素化基準の共通化

※本件は、相続手続きを共同で実施するものではないため、必要書類の提出等は金融機関ごとに必要となります。また、各行において一部相違する取り扱いもあります。

以 上

【本件に関するお問い合わせ】伊予銀行事務統括部（担当:清家、森貞） TEL (089) 907-1034